

立教大学大学院学生学会発表奨励金規程

改正 2023年 3月16日

(目的)

第 1 条 この規程は、立教大学大学院に在籍する学生の学会における発表・報告等（以下「学会発表」という。）を奨励することを目的として支給する立教大学大学院学生学会発表奨励金（以下「奨励金」という。）について定める。

(奨励金の支給制限)

第 2 条 この奨励金は、支給を申請した学生（以下「申請学生」という。）について年 3 回に限り支給するものとする。

2 年 3 回のうち、国内で開催される学会への出席に対する申請は 2 回に限り、海外で開催される学会への出席に対する申請は 1 回に限り、情報通信技術の利用（以下「オンライン」という。）による開催される学会への出席に対する申請は 3 回に限る。

(支給対象)

第 3 条 奨励金の支給対象は、次の各号のいずれかでの学会発表とする。

- (1) 立教大学学会等取扱規程（以下この条において「学会等取扱規程」という。）第 3 条の手続きにより登録された学術団体が開催する会合
- (2) 前号による登録をしていない学術団体のうち、学会取扱規程第 2 条第 1 号又は第 2 号に定める基準に該当するものであって、申請学生の所属研究科の研究科委員会が承認した学術団体が開催する会合
- (3) 海外で開催されるもののうち、前 2 号に該当しない場合は、申請学生の所属研究科の研究科委員会が前号に準ずるものとして承認した学術団体が開催する会合

(支給額)

第 4 条 支給額は、学会発表の場所により、次の各号のとおりとする。

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県 一律 1 万円
- (2) 前号以外の国内 一律 3 万円
- (3) 海外 一律 5 万円
- (4) オンライン 一律 1 万円

(奨励金の申請)

第 5 条 この奨励金の申請は、所定の申請書によるものとし、申請学生の指導教員および所属研究科の研究科委員長の承認を得なければならない。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て総長が行う。